

第10条 役員を選出は次のようにする。

会長 2年より1名

副会長 1年より1名 2年より1名

会計 1年より1名 2年より1名

書記 1年より1名 2年より2名とする。

第11条 立候補者は、決められた期日までに指定の用紙に立候補する役から、学年、組、氏名、推せん責任者を記入し、選挙管理委員会に提出する。

第12条 推せん責任者は自分の推せんした立候補者について、一切の責任を負う。

第13条 推せん責任者の任期は立候補者届出の期日から引き継ぎ式までとする。

第4章 選挙運動

第14条 選挙運動は決められた期日、場所、時間のみに行なう。

a) 期日 9月25日～9月30日

b) 場所 校内・校庭

c) 始業前 (8:00～8:25) 昼休み
放課後 (3:50まで)

第15条 ポスターは決められた用紙に次のことからを明記して、所定の場所に掲示する。

a) 立候補役名 b) 立候補者名 c) 推せん責任者名

第16条 ポスターの枚数は、大(模造紙)1枚と、小(模造紙の半分)4枚とし、選挙管理委員会より配布する。

第17条 立会演説は立候補者および推せん者で行なう。

第18条 選挙運動には、次の行為を禁止する。

a) 選挙管理委員会の認めない校内放送による運動

b) 自費を投ずること c) 印刷物の配布

第19条 その他の選挙に関する詳細は選挙管理委員会の

規程に従う。

第20条 選挙管理要項に違反した場合選挙管理委員会は、立候補を取り消すことができる。

第5章 選挙

第21条 選挙は原則として、立候補受付をしめきった日から2週間以内とする。

第6章 投票および開票

第22条 選挙は投票により無記名投票とし、各選出役員別に1名をしるす。所定の書き方に違反したものは無効とする。

第23条 a) 投票は各学級別に一せいにする。

b) 立会人は学級の先生とする。

c) 選挙管理委員や欠席している人の投票は認めない。

d) 各学級ごとに投票人数を選挙管理委員会に報告する。

第24条 開票はできるだけすみやかに選挙管理委員会が行なう。立会いは顧問の先生があたり、会員は開票を参観することができる。

第25条 開票の結果、得票数で同数の者が2名以上出た場合は決選投票を行なう。

第7章 付 則

第26条 異議申し立ての期日は翌日、正午までとし、書式で選挙管理委員会に出す。申し立てのあったとき選挙管理委員会を開き審査する。

昭和31年10月23日 改正

昭和48年10月24日 一部改正

昭和50年10月20日 改正